

公立大学法人公立諏訪東京理科大学の役員報酬等支給基準（案）について

○ 役員報酬等支給基準（案）

区 分	報酬（月額）	手当	期末手当等
理事長（常勤）	895,000 円 ※1		(期末手当) ・ 6月支給額 給料月額×140/100（基礎額）×155/100（支給率） ・ 12月支給額 給料月額×140/100（基礎額）×170/100（支給率）
副理事長（常勤） ＝学長	895,000 円 ※1		・ 通勤手当、寒冷地手当
理事（常勤）		検討中※2	
理事（非常勤）		月額 50,000 円	
監事（非常勤）		日額 30,000 円	

〔参考俸給表〕

- ※1 国家公務員指定職俸給表4号俸（＝同規模の公立大学法人並みの月額）
（事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長
その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用。なお、
国立大学法人信州大学理事長（＝学長）の報酬月額も参考としている。）

〔理事長・学長の年収見込（報酬＋期末手当ベース）〕

$$(計算式) (895,000 \times 12) + (895,000 \times 1.4 \times 1.55) + (895,000 \times 1.4 \times 1.7) \\ = \underline{14,812,250 \text{ 円}}$$

- ※2 理事（常勤）は法人内の教職員を予定しているが、手当額については、
理事の業務内容や法人内における権限を勘案して設定する予定。

地方独立行政法人法

(役員報酬等)

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体に届け出るとともに、公表しなければならない。（以下、略）

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績（中略）その他の事情を考慮して定めなければならない。

第56条 第48条の規定は一般地方独立行政法人の役員報酬等について準用する。